

2018年度町田市教育委員会

第3回臨時会会議録

1、開催日 2019年3月29日

2、開催場所 市庁舎十階教育長室

3、出席委員  
教 育 長 坂 本 修 一  
委 員 佐 藤 昇  
委 員 八 並 清 子  
委 員 坂 上 圭 子

4、署名者 教育長

委 員

5、出席事務局職員

学校教育部長	北 澤 英 明
生涯学習部長	中 村 哲 也
教育総務課長	田 中 隆 志
教育総務課担当課長	高 野 徹
教育総務課担当課長 (学校運営支援担当)	谷 勇 児
生涯学習総務課長	佐 藤 浩 子
書 記	大河内 和歌子
書 記	中 野 亮 介
書 記	瓜 田 円

6、提出議案及び結果

議案第33号 教育委員会職員 の4月1日付け人事異動について 原 案 可 決

議案第34号 町田市立学校文書取扱規程の一部を改正する規程について

原 案 可 決

議案第35号 町田市立学校事案決定規程の一部を改正する規程について

原 案 可 決

7、傍聴者数 なし

8、議事の概要

午後1時00分開会

○教育長 ただいまから2018年度町田市教育委員会第3回臨時会を開会いたします。

本日の署名委員は坂上委員です。

なお、本日は森山委員から欠席の届け出がございましたが、委員の過半数が出席しておりますので、予定どおり会議を開催いたします。

以下、日程に従って進めてまいります。

日程第1、議案審議事項に入ります。

○教育長 議案第33号を審議いたします。本件については、学校教育部長からご説明申し上げます。

○学校教育部長 議案第33号教育委員会職員の4月1日付け人事異動についてご説明申し上げます。

本件は2019年4月1日付けで発令が予定されている教育委員会職員のうち、部長、課長及びこれらに相当する職にある者の人事異動について決議を求めるものです。

1枚おめくりください。転出者の一覧となっております。課長級の転出者は4名です。

もう一枚おめくりください。転入者及び昇格者の一覧となっております。転入及び部内異動者は8名でございます。課長から部長級への昇格については、生涯学習総務課長が生涯学習部次長兼生涯学習総務課長に昇格となっております。

説明は以上になります。

○教育長 ただいまの説明に関しまして、何かございましたらお願いいたします。

——お諮りします。議案第33号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

次に、議案第34号を審議いたします。本件については、学校教育部長からご説明申し上げます。

○学校教育部長 議案第34号町田市立学校文書取扱規程の一部を改正する規程について

ご説明申し上げます。

本件は、校務支援システムの導入に伴い、関係する規定を整備するため、改正するものです。

1枚おめくりください、施行期日は平成31年4月1日からとします。

もう1枚おめくりください。改正前と改正後の比較を掲載しております。校務支援システムの利用に関することについて(7)の文言を変更しました。(8)ファクシミリ及び電子メールの利用に関することについて文言を追加しました。

第6条及び第7条は文言を整理しました。

さらに1枚おめくりください。第7条第2項の「前項の規定にかかわらず、事務連絡文書等の軽易な文書その他教育総務課長が認める文書については、文書の記号及び番号の記載を省略することができる。」の文言を追加しました。

また、第10条第3項「前2項の規定にかかわらず、学校教育部長が別に定める事案の処理については、校務支援システムにより行うものとする。」の文言を新たに追加しました。

説明は以上になります。

○教育長 ただいまの説明に関しまして、何かございましたらお願いいたします。

——お諮りします。議案第34号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、議案第35号を審議いたします。本件については、学校教育部長からご説明申し上げます。

○学校教育部長 議案第35号町田市立学校事案決定規程の一部を改正する規程についてご説明申し上げます。

本件は、校務支援システム導入に伴い、関係する規定を整備するため改正するものです。

1枚おめくりください。施行期日は平成31年4月1日とします。

もう1枚おめくりください。改正前と改正後の比較を掲載しております。第13条は、今までは決定権者が、署名押印していたものをシステム上で処理するためのものとなります。第14条も第13条と同様の意味合いとなります。

○教育長 ただいまの説明に関しまして、何かございましたらお願いいたします。

○佐藤委員 学校の教員に対して操作方法ふくめ、丁寧な説明をするようお願いいたします。

○教育長 私からも質問です。電磁的に表示し及び記録する方式とは具体的にどういう意

味でしょうか。

○教育総務課担当課長（学校運営支援担当） 校務支援システムにおいて、校長及び副校長に回ってきた書類を電子で承認することで、この文書は承認されましたという記録になります。文書管理システムが導入された市長部局でも同様の表現を使っております。

○教育長 ほかに何かございましたらお願いいたします。

——お諮りします。議案第 35 号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、議案第 36 号を審議いたします。本件については、生涯学習部長からご説明申し上げます。

○生涯学習部長 議案第 36 号第 4 期町田市生涯学習審議会委員の委嘱についてご説明申し上げます。

本件は町田市生涯学習審議会条例第 3 条の規定に基づき、第 4 期町田市生涯学習審議会委員を委嘱するものです。なお、本件は、2019年3月31日付けで解任する委員の後任として委嘱するものであり、任期は2020年3月31日までです。

1 枚おめくりください。生涯学習又は社会教育に関する関係機関代表として、町田市生涯学習センター運営協議会から選出していただきました。

説明は以上となります。

○教育長 ただいまの説明に関しまして、何かございましたらお願いいたします。

——お諮りします。議案第 36 号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

以上で町田市教育委員会第 3 回臨時会を閉会いたします。

午後 1 時 13 分閉会